

令和3年度第1回市川市下水道事業審議会 資料

下水道事業の経営状況

市川市 水と緑の部 下水道経営課

令和3年度第1回市川市下水道事業審議会 資料

目次

- 1 経営原則
 - (1) 地方公営企業
 - (2) 独立採算制の原則
 - (3) 公営企業会計
- 2 経費の負担区分
 - (1) 雨水公費・汚水私費の原則
 - (2) 費用と財源の関係
- 3 一般会計繰入金
- 4 投資計画と財源試算
 - (1) 投資計画（未普及、老朽化、耐震、浸水、建設費負担金）及び財源試算（補助金、企業債、受益者負担金）
 - (2) 企業債の推移（残高、償還金、利息）
- 5 収益的収支の推移
 - (1) 下水道使用料の推移
 - (2) 減価償却費と長期前受金戻入の推移
 - (3) 企業債利息の推移
 - (4) 収益的収支の推移
- 6 一般会計繰入金の推移
- 7 下水道使用料にかかる答申について
- 8 下水道使用料改定の時期について
- 9 改定後の経営状況
 - (1) 下水道使用料の推移
 - (2) 収益的収支の推移
 - (3) 一般会計繰入金の推移
- 10 経営改善に向けた取り組み
 - (1) 上下水道料金徴収一元化について
 - (2) 下水道使用料滞納整理の強化について

1. 経営原則

(1) 地方公営企業

役 割

○地方公共団体は、一般的な行政活動のほか、下水の処理の他、水の供給や公共輸送の確保、医療の提供など、地域住民の生活や発展に不可欠なサービスを提供する様々な事業活動を行っており、こうした事業を行うために地方公共団体が経営する企業活動を総称して、「**地方公営企業**」と呼ぶ。

地方公営企業法

(経営の基本原則)

第3条 地方公営企業は常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

1. 経営原則

(2) 独立採算制の原則

下水道事業は公営企業として実施することとされており、その経営に必要な費用は原則として、経営に伴う収入で賄うこととする「**独立採算制の原則**」が適用される。

地方財政法

(公営企業の経営)

第六条 公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入（第五条の規定による地方債による収入を含む。）をもつてこれに充てなければならない。但し、災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たときは、一般会計又は他の特別会計からの繰入による収入をもつてこれに充てることができる。

1. 経営原則

(3) 公営企業会計

地方公営企業法
(経理の方法)

第20条 地方公営企業においては、その経営成績を明らかにするため、すべての費用及び収益をその発生的事実に基づいて計上し、かつその発生した年度に正しく割り当てなければならない。

2 地方公営企業においては、その財政状態を明らかにするため、すべての資産、資本及び負債の増減及び異動をその発生的事実に基づき、かつ、適当な区分及び配列の基準並びに一定の評価基準に従って整理しなければならない。

	官公庁会計	公営企業会計
会計方式の 違い	【現金主義】 ・現金の収入及び支出の事実に基づいて経理記帳 ⇒現金支出を伴わない減価償却費等の把握が必ずしも行われてないため、正確な損益計算をしづらい	【発生主義】 ・収益、費用を発生したタイミングで計上 ⇒使用料対象原価に算入すべき減価償却費等を示すことで、適切な期間損益計算が可能
	【単式簿記】 ・貨幣、財貨等のフローのみを示す	【複式簿記】 ・資産、負債、資本の三面からストックを示し、収益、費用の二面からフローを示す

2. 経費の負担区分

(1) 雨水公費・汚水私費の原則

下水道処理費

雨水にかかる経費



公費（一般会計繰入金）

自然現象によるもので、雨水の排除により浸水から街を守り、機能の保全を発揮することで、受益の範囲が広く一般市民に及ぶ。

汚水にかかる経費

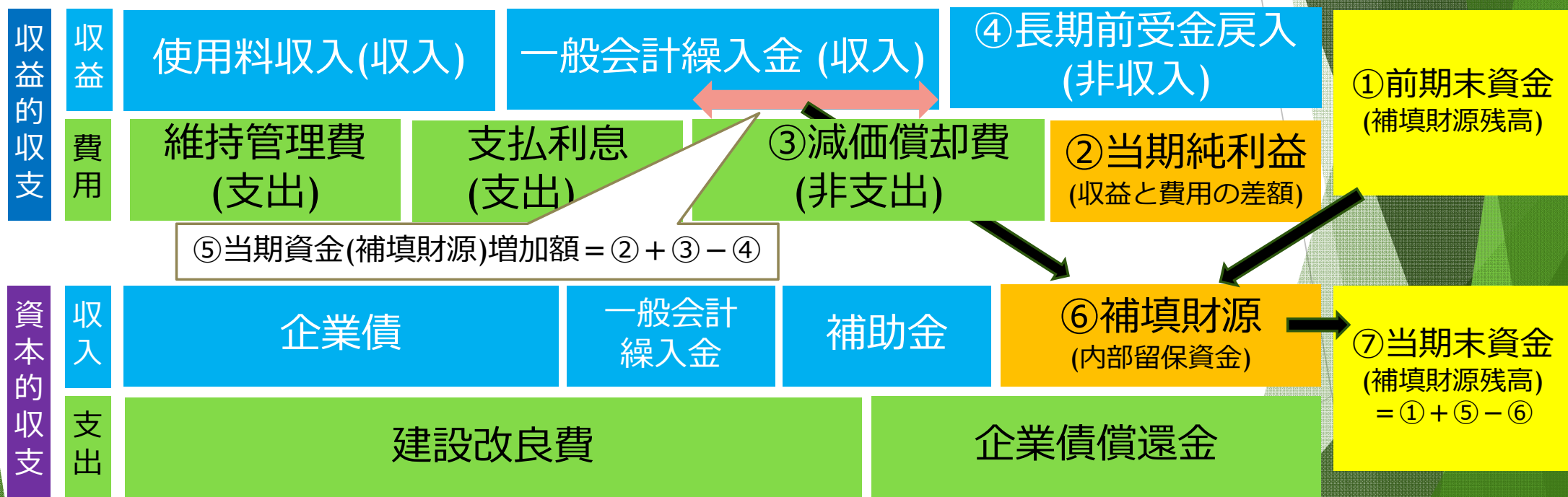


私費（下水道使用料）

原因者及び下水道使用者を特定でき、受益の範囲は使用者に直接つながる。

2. 経費の負担区分

(2) 費用と財源の関係



補填財源

資本的収入が資本的支出に不足する場合、不足額を補填できる企業内に留保している財源。資本的支出は資本的収入と補填財源の範囲内に抑える必要があります。

3. 一般会計繰入金

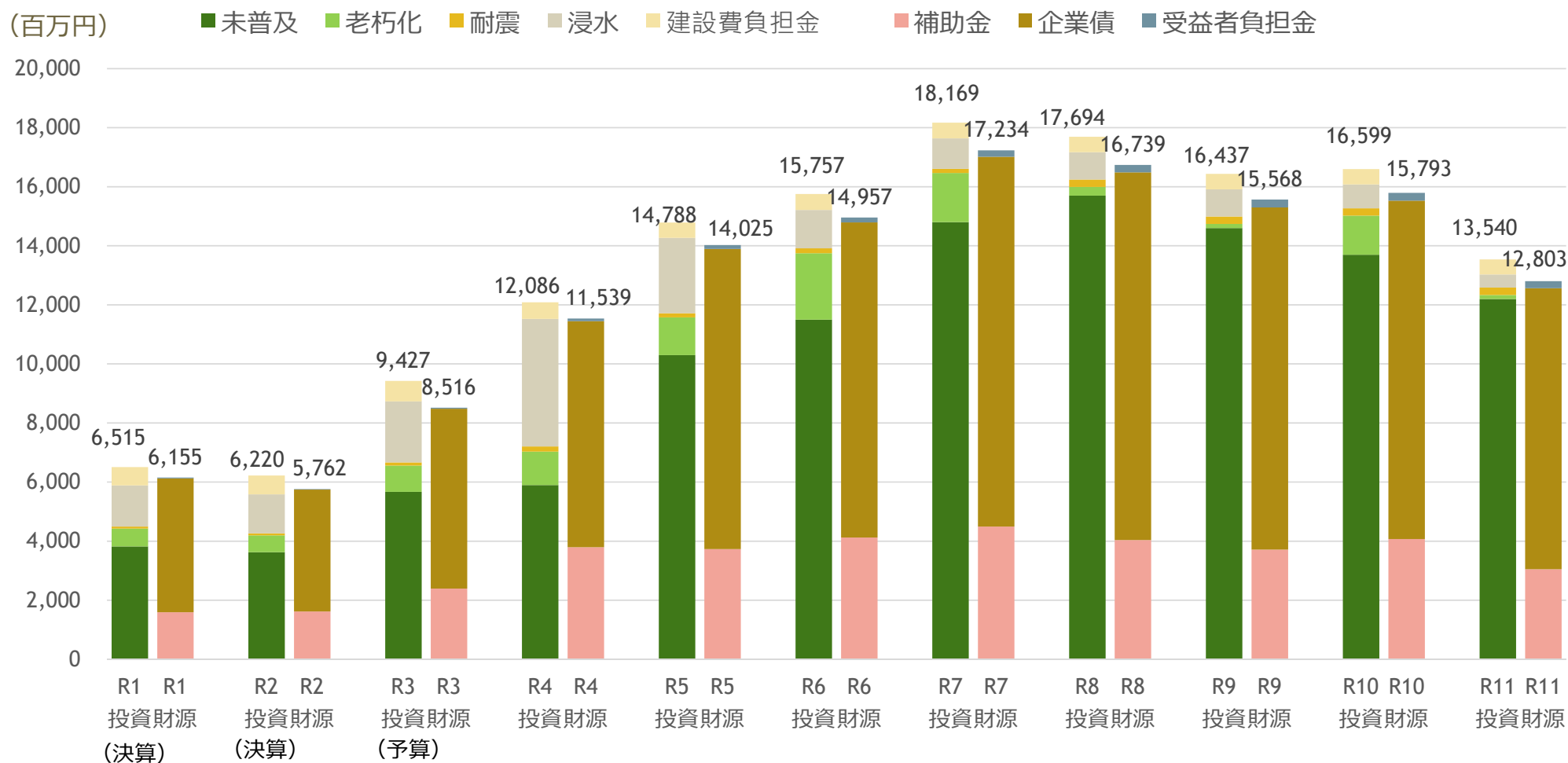
- 基準内繰入金：毎年度、総務省から通知される「繰出基準」において、下記の事由に該当するため、公費（一般会計）で負担することが認められている経費に充当するための繰入金<汚水については、「汚水私費」の例外>
- ・その性質上企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費
 - ・その公営企業会計の性質上、能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費

- 基準外繰入金：繰出基準に該当しない一般会計からの繰入金

種別	内容	市川市の予算科目
基準内繰入金	雨水処理に要する経費	雨水処理負担金
	分流式下水道等に要する経費 流域下水道の建設に要する経費 下水の規制に関する事務に要する経費 水洗便所に関わる改造命令等に関する事務に要する経費 等	汚水処理等負担金
	政策的に公費負担が認められる企業債の償還元金	一般会計負担金
基準外繰入金	企業債の償還等の資金不足を補填するため、自治体の判断で公費負担する経費	一般会計出資金
	災害の復旧その他特別の理由により必要がある場合に、自治体の判断で公費負担する経費	一般会計補助金

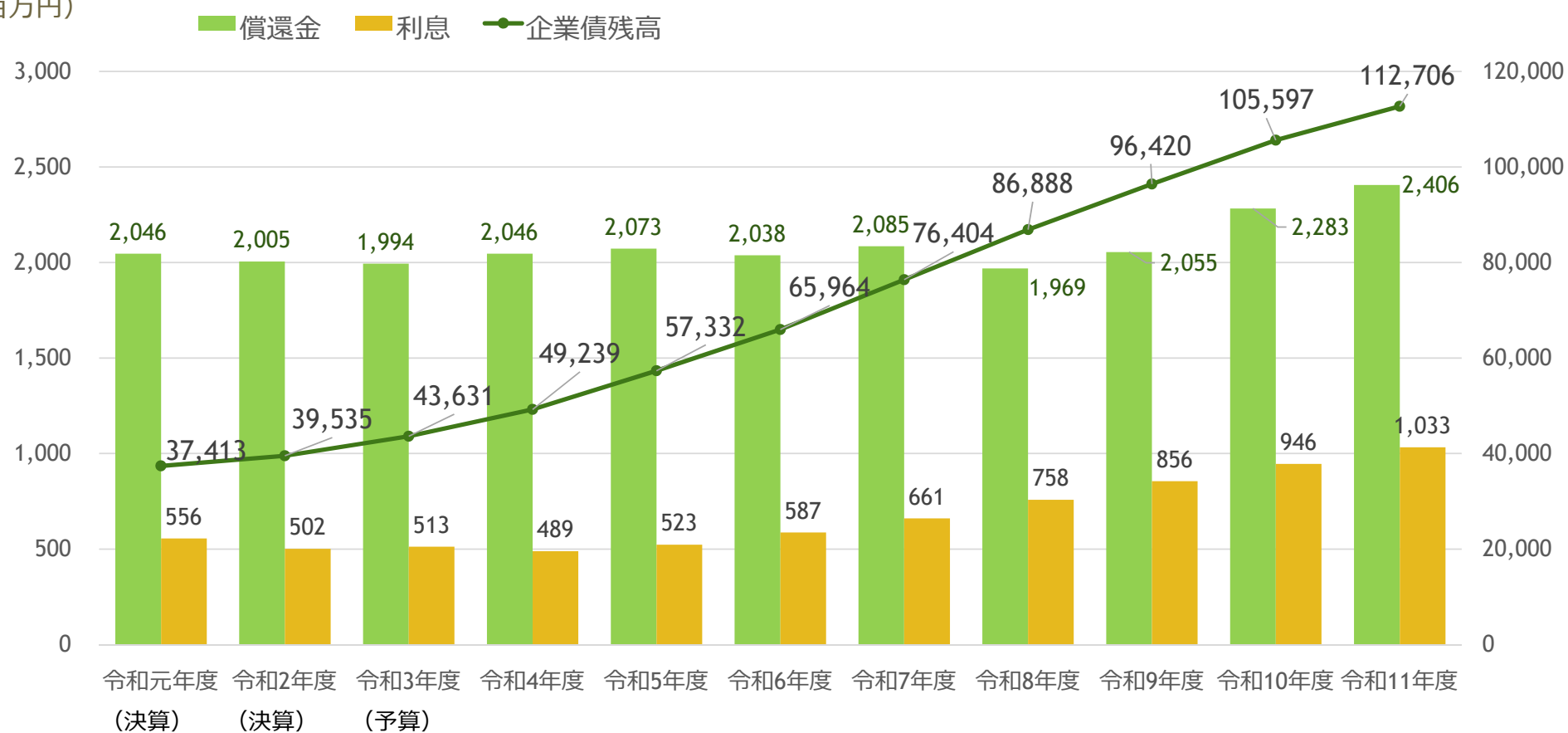
4. 投資計画と財源試算

(1) 投資計画（未普及、老朽化、耐震、浸水、建設費負担金）及び財源試算（補助金、企業債、受益者負担金）



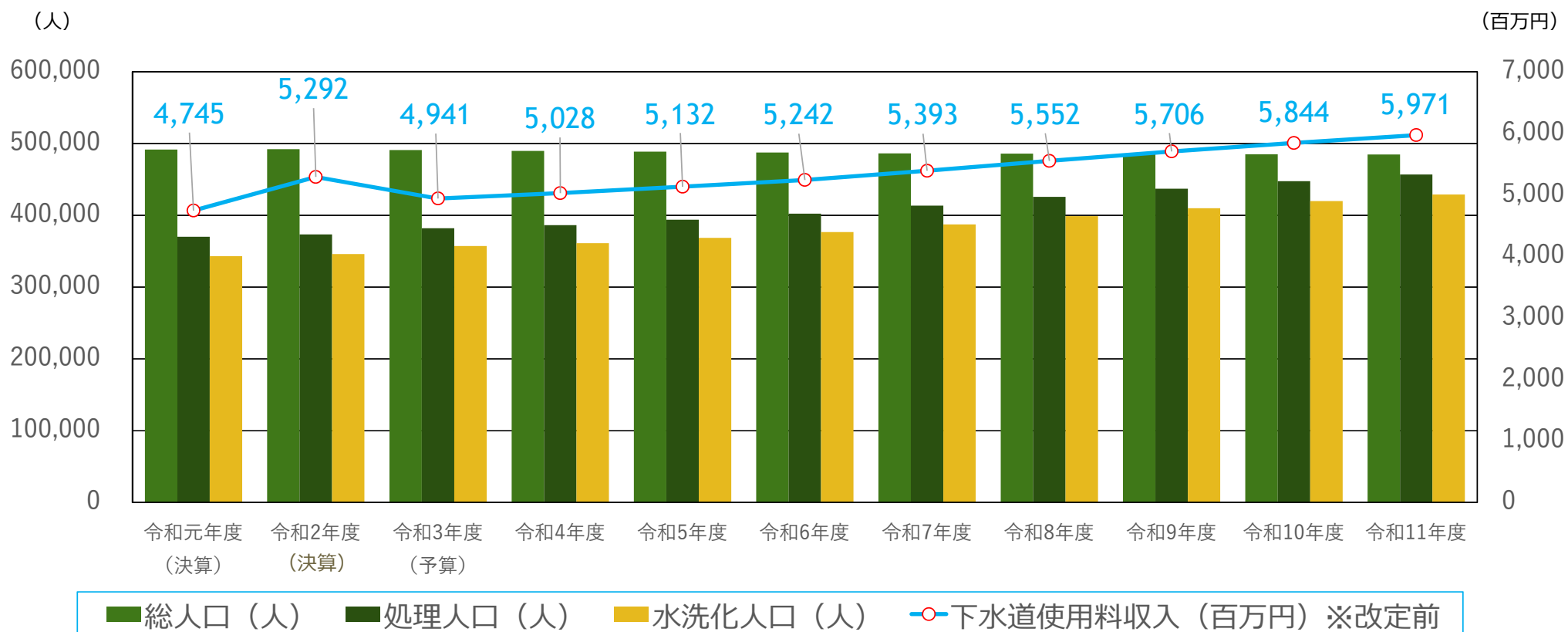
4. 投資計画と財源試算 (2) 企業債の推移 (残高、償還金、利息)

(百万円)



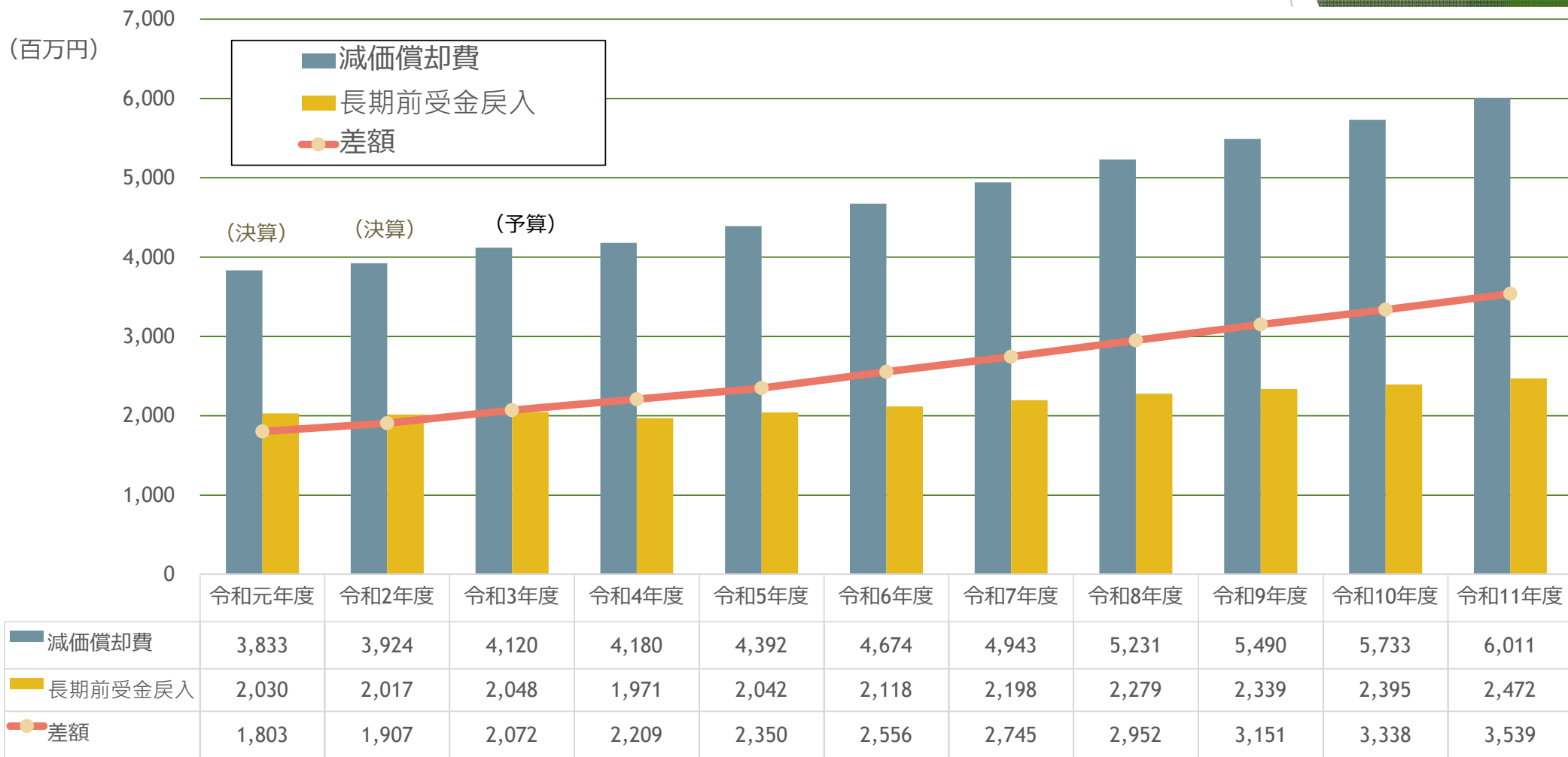
5. 収益的収支の推移

(1) 下水道使用料の推移



5. 収益的収支の推移

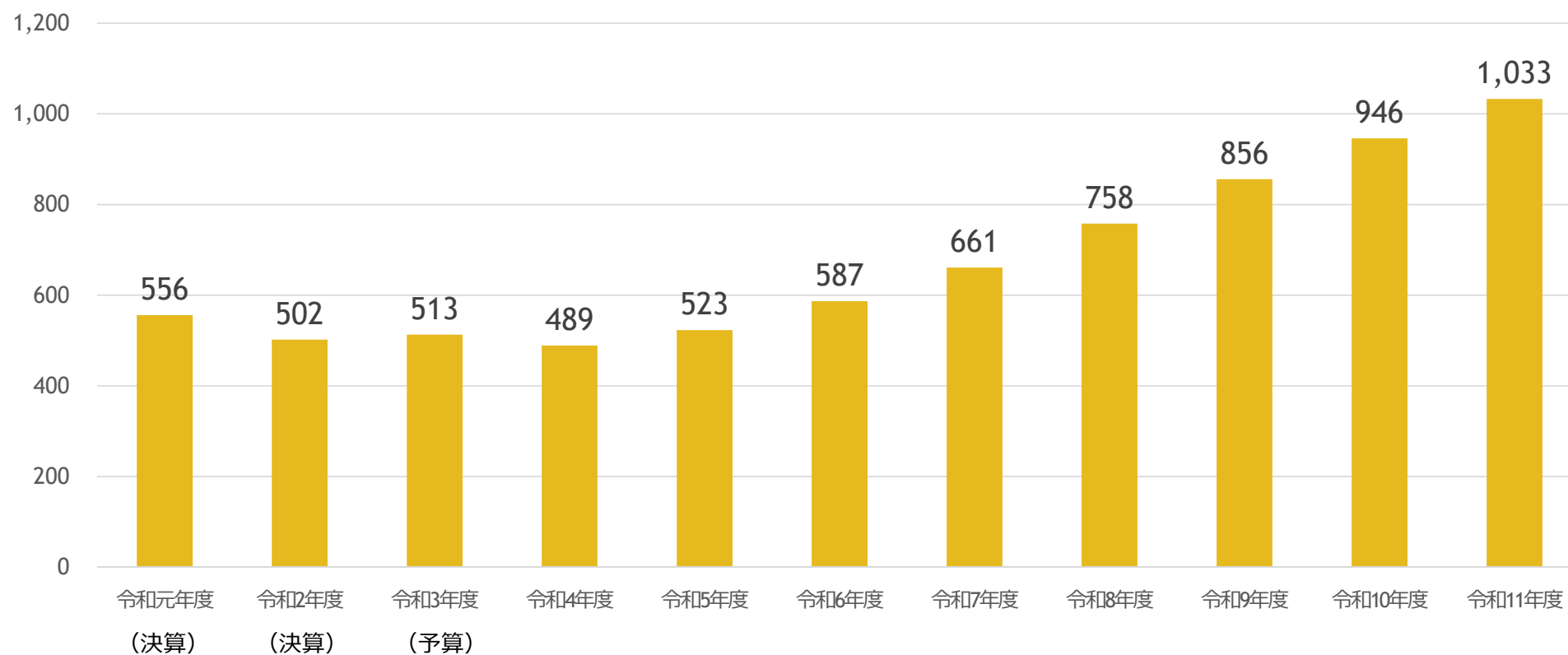
(2) 減価償却費と長期前受金戻入の推移



5. 収益的収支の推移

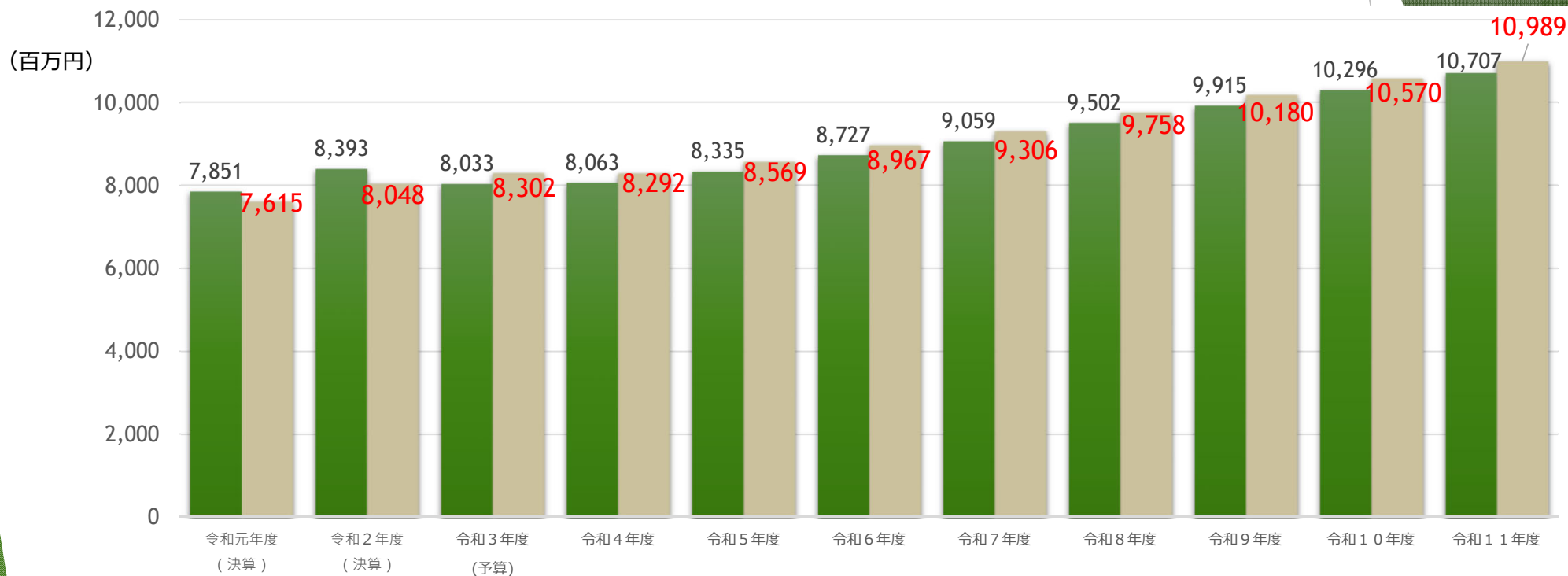
(3) 企業債利息の推移

(百万円)



5. 収益的収支の推移

(4) 収益的収支の推移



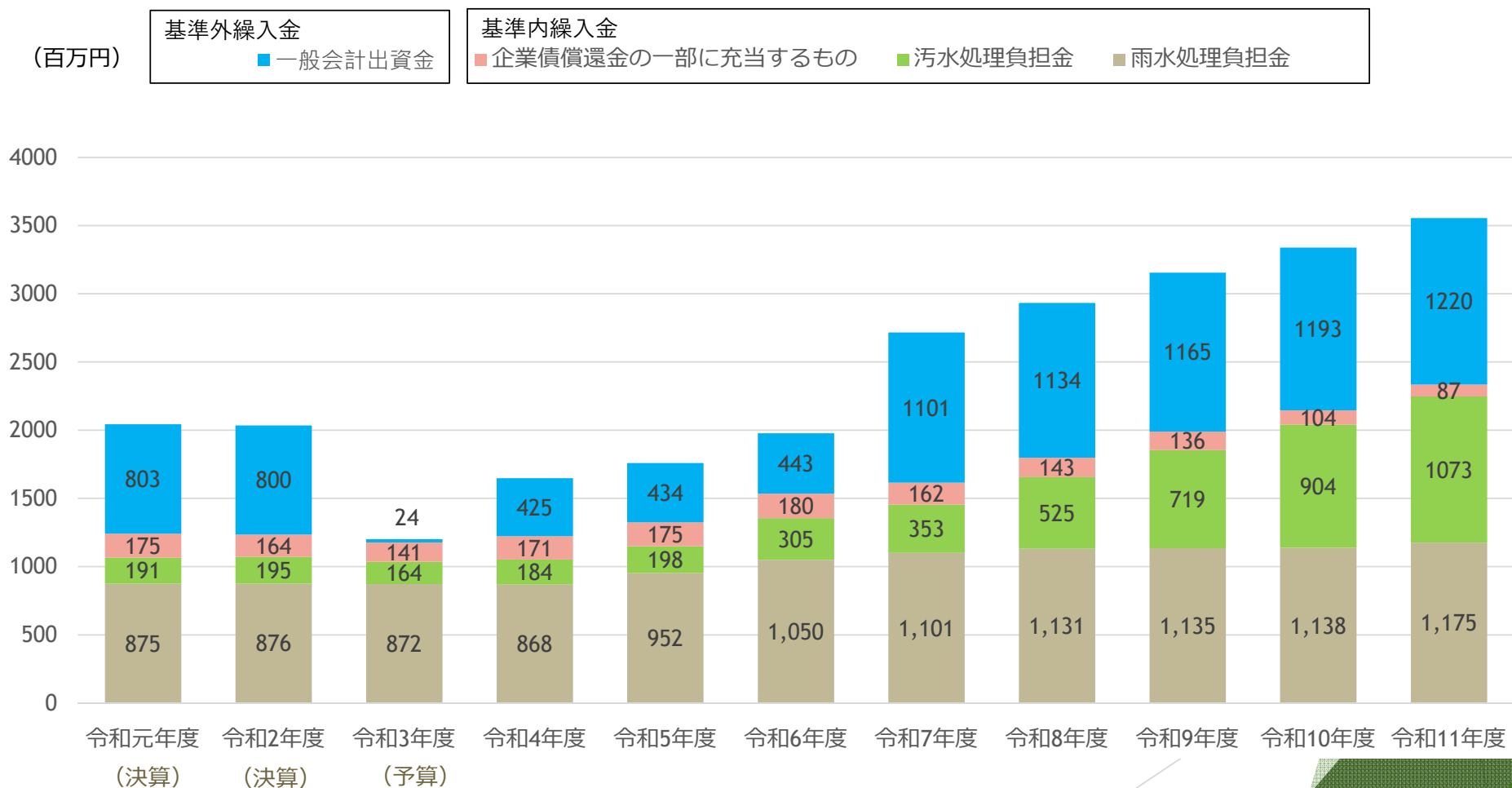
各年度の当期純利益及び資金残高

	令和元年度 (決算)	令和2年度 (決算)	令和3年度 (予算)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
当期純利益	236	345	-269	-229	-234	-240	-247	-256	-265	-274	-282
利益剰余金	155	500	231	2	-232	-472	-719	-975	-1240	-1514	-1796

6. 一般会計繰入金の推移

【基準内繰入金】 総務省発出の繰出基準に基づいて算出された繰入金

【基準外繰入金】 繰出基準に該当しない一般会計からの繰入金



7. 下水道使用料にかかる答申について

(令和2年度下水道事業審議会答申内容より)

1. 使用料算定期間 令和4年度～令和6年度（3年間）

○ 市川市使用料条例

第6条 使用料（この条例に規定する使用料以外の使用料を含む。）の額は、事務を提供する体制の状況、事務の執行及び施設の維持管理等に要する費用の状況、社会経済の情勢等を勘案し、おおむね3年ごとに見直すものとする。

2. 改定率 5.6%

下水道使用料単価 142円/m³（税抜・令和元年度実績） ⇒ 154円/m³（税抜・令和4年度見込）

※下水道使用料単価…下水道で処理した汚水のうち、下水道使用料収入の対象となった水量1 m³あたりの使用料収入

3. 基本料金・従量料金の一律改定

使用量の多寡に関わらず、全ての使用者が公平に負担増を担うこととし、今回は体系の見直しは行わない。
（累進度は変更しない。）

4. 公衆浴場汚水料金は据え置き 10円/m³

<理由>

- ① 公衆衛生上、市民に不可欠な施設であり、市としても行政施策の一環として助成事業を行っていること。
- ② 物価統制令の適用を受け、事業者自ら料金設定できないこと。

5. 施行日 令和4年4月1日（予定）

新型コロナウイルス禍の経済的影響を慎重に見極め、施行日については柔軟に対応する。

8. 下水道使用料改定の時期について

1. 当初予定日 施行日 令和4年4月1日

- ・「新型コロナウイルス禍の経済的影響を慎重に見極め、施行日については柔軟に対応する。」という令和2年度下水道事業審議会答申を踏まえ、現状、緊急事態宣言、まん延防止等の措置が継続して行われている状況を鑑み当初予定していた令和4年度4月1日は見送ることが妥当と判断。

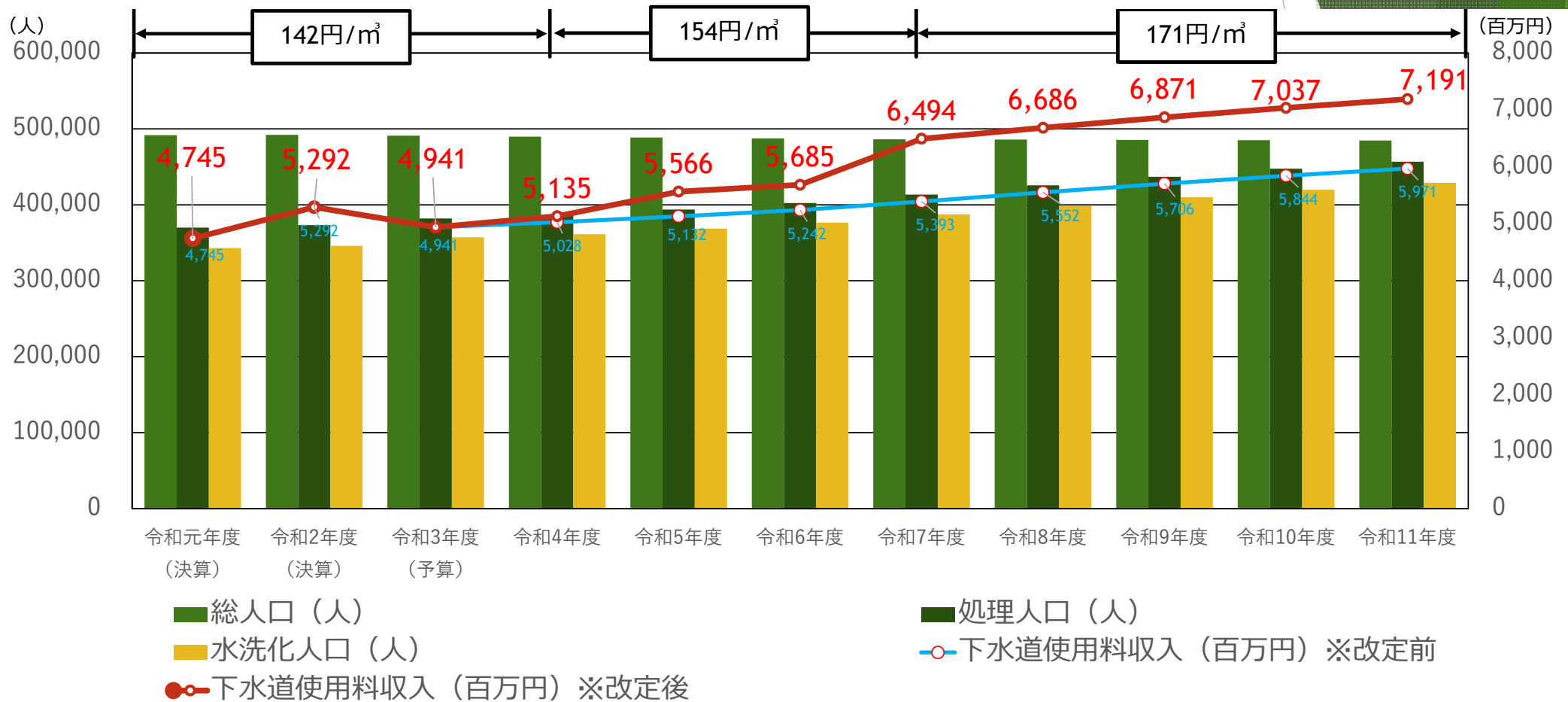
2. 変更予定日 施行日 令和5年1月1日

- ・ 継続した当期純損失の発生が見込まれるため、使用料の改正は早期に行う必要あり

日 程	予 定
令和4年6月	令和4年6月議会 下水道条例改正議案上程
令和4年6月～4年12月	周知・システム改修
令和5年1月1日	下水道使用料改定

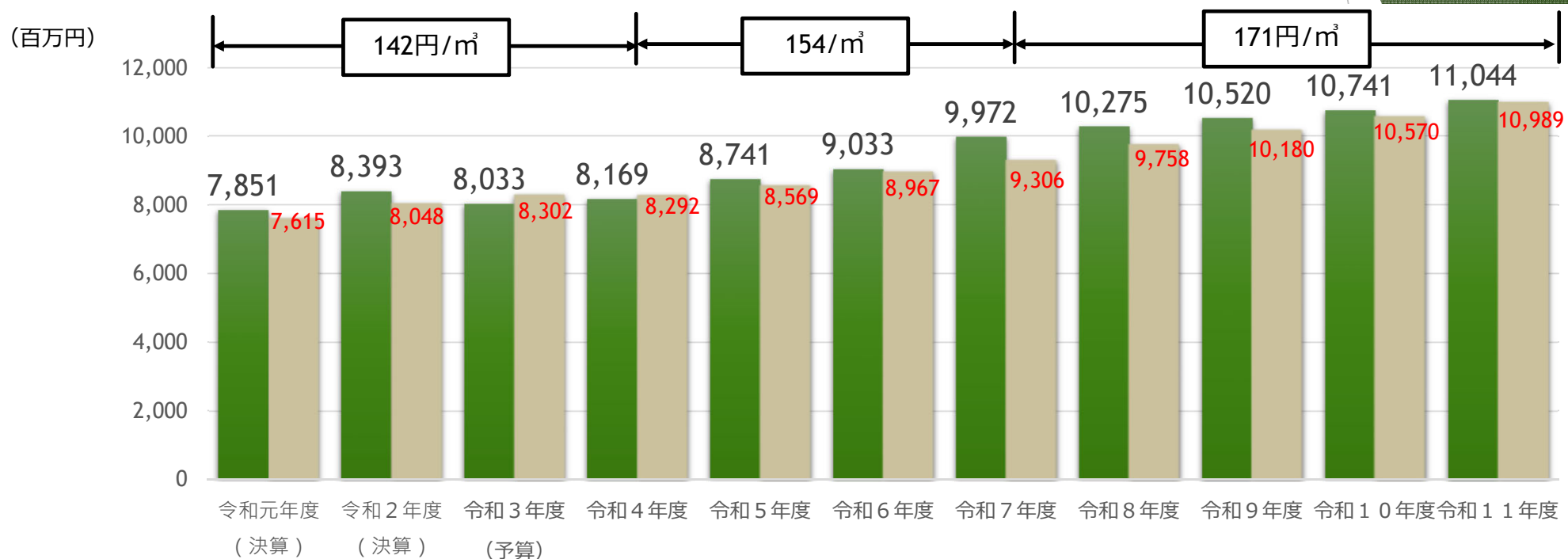
9. 改定後の経営状況

(1) 下水道使用料の推移



9. 改定後の経営状況

(2) 収益的収支の推移



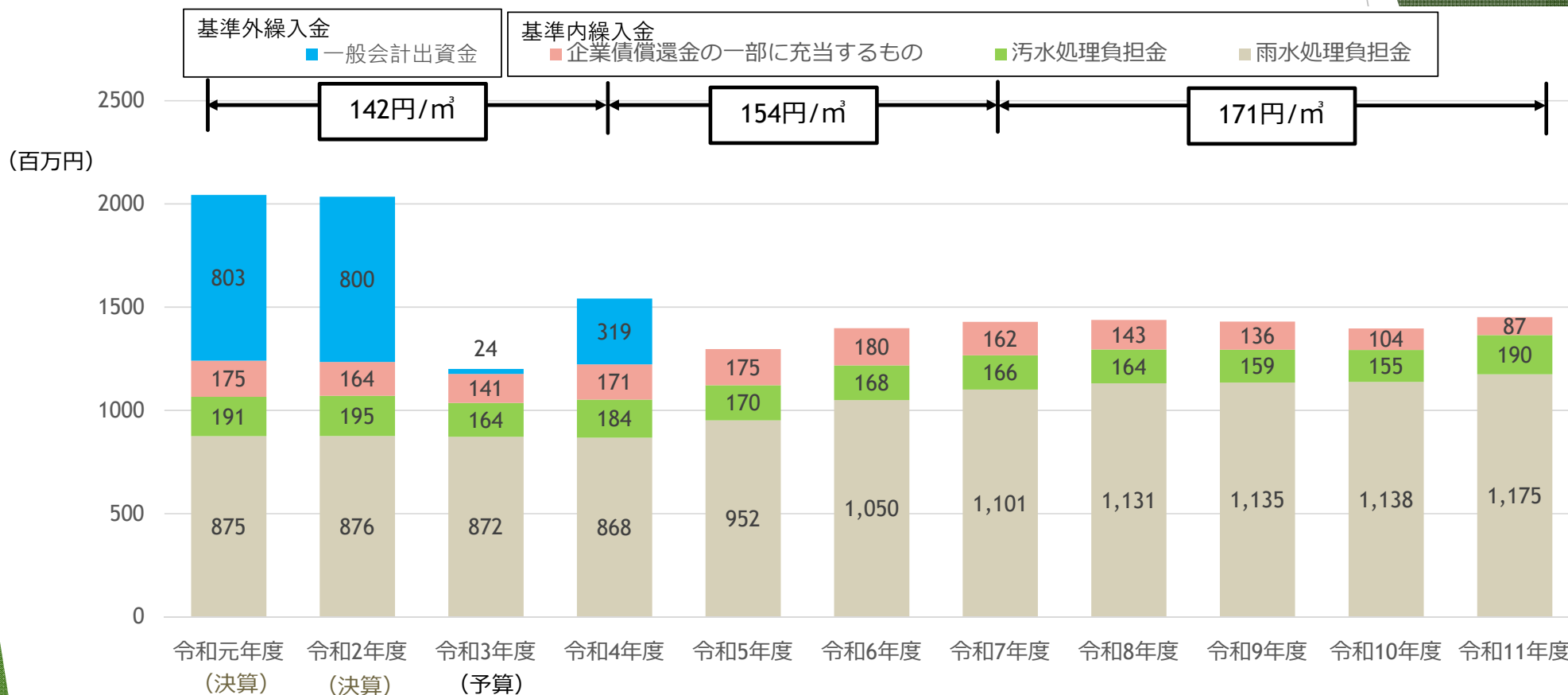
各年度の当期純利益及び資金残高

	令和元年度 (決算)	令和2年度 (決算)	令和3年度 (予算)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
当期純利益	236	345	-269	-123	172	66	666	517	340	171	55
利益剰余金	155	500	231	108	280	346	1,012	1,529	1,869	2,040	2,095

9. 改定後の経営状況

(3) 一般会計繰入金の推移

【基準内繰入金】 総務省発出の繰出基準に基づいて算出された繰入金
 【基準外繰入金】 繰出基準に該当しない一般会計からの繰入金



10. 経営改善に向けた取り組み

(1) 上下水道料金徴収一元化について

上下水道料金徴収一元化とは

千葉県企業局が実施している上水道料金の徴収事務と市川市が実施している下水道使用料の徴収事務を県企業局が一括して行い、利用者の利便性の向上や事務の効率化、経費削減を図るもの。

実施時期：令和3年1月から

一元化前

県企業局 水道料金徴収

市川市 下水道使用料徴収



一元化後

県企業局 水道料金・下水道使用料一括徴収

利用者のメリット・市のメリット

【利用者のメリット】

- ・料金の支払いや引越しなどに伴う使用開始、中止、口座振替申込み等の手続きが一度に済み、また手続き漏れも防げるなど利用者の利便性が向上する。

【市のメリット】

- ・上下水道料金を滞納した場合、給水停止となるため、その抑止力により収納率の向上し、不納欠損額及び収入未済額の大幅な減少が見込まれる。
- ・事務の効率化や徴収事務委託などの経費削減。

【収納率の向上】

令和2年度 97.7%^{※1} → 今後の見込み 99.5%^{※2}

※1 出納整理期間含む（現年度分）

※2 県が公表している一元化先行移行市の平均収納率

【経費削減】

令和元年度 3億7,377万円 → 令和7年度見込 2億5,770万円
(対令和元年度決算額 △1億1,607万円減)

10. 経営改善に向けた取り組み

(2) 下水道使用料滞納整理の強化について

滞納整理強化に向けた取り組み



市職員と受託者の役割を明確にし、収納率の向上に努める

【受託者】 対象 約16,000件、223,000,000円

滞納額 10万円未満

差押予告通知書の発送、電話等で反応があった滞納者に対する納付指導等

【市職員】 対象 約580件、105,000,000円

滞納額 10万円以上

滞納者への財産調査、滞納処分の実施等

【実績】

		令和2年度	令和元年度
滞納処分	差押件数	10件	7件
	取立金額	1,134,555円	711,684円
差押予告通知書	送付件数※	2,641件	292件
	応答件数	1,063件	207件
	応答率	40.20%	70.90%

※送付対象は令和2年度が全件、令和元年度が高額滞納者（概ね10万円以上）